

議 事 録	
会議の名称	令和7年度 第3回岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会
開催日時	令和7年8月29日（金） 午後2時00分から午後4時30分まで
開催場所	岩倉市生涯学習センター 研修室1
出席者 （欠席委員・説明者）	出席委員：嶋田委員（委員長）、長谷川委員（副委員長）、森山委員、堀尾委員、伊藤委員、井上委員、石黒委員、櫻井委員、阿部委員、宮川委員、浅田委員、篠田委員、青柳委員（代理：愛知県都市計画課 岩越課長補佐）、湯浅委員（代理：愛知県公園緑地課 森井主査）、久田委員 欠席：船橋委員 事務局：建設部長、都市整備課長、計画営繕グループ長、担当中央コンサルタンツ(株)2名
会議の議題	(1) 第2回検討委員会の意見に対する対応 （岩倉市都市計画マスタープラン全体構想の見直し案（第1章～第3章）について） (2) 岩倉市都市計画マスタープラン地域別構想の見直し案 （第4章、第5章、参考） (3) 岩倉市緑の基本計画の中間報告について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☒ 会議の委員長の確認を得ている ☐ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
会議に提出された資料の名称	資料1：次第 資料2：第2回検討委員会における意見と対応 資料3：岩倉市都市計画マスタープラン全体構想の見直し（第1章～第3章） 資料4：岩倉市都市計画マスタープラン地域別構想の見直し（第4章、第5章、参考） 資料5：岩倉市緑の基本計画の中間報告について
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

検討内容（発言者、発言内容、検討経過、結論等）

1 議題

（１）第２回検討委員会の意見に対する対応について

（岩倉市都市計画マスタープラン全体構想の見直し案（第１章～第３章））

事務局：資料２について説明

事務局：資料３について説明

委員：P18において、（都）萩原多気線の都市幹線軸の描写が名神高速道路にて終点となっているように見受けられる。しかしながら、他の都市幹線軸については、道路網を貫通する形で示されており、整合性を保つ観点からも、（都）萩原多気線についても同様に、名神高速道路以降の延伸を示す形での表現が望ましい。また、第３章のP31に記載されている道路の植栽帯に関する表現について、愛知県内では一部において植栽帯の縮小が進められている事例が確認されている。該当箇所においては、点線および丸点線により描写されているが、これが現状に即した箇所であるか否かについて、愛知県維持管理課に対し、再度確認を行う必要がある。

事務局：P18に記載の都市幹線軸については、修正を行う予定である。また、P31における道路の植栽帯の箇所については、愛知県一宮建設事務所維持管理課に確認のうえ、必要に応じて修正を行う。

委員長：P31の記載に関連して確認したい。これは、現在街路樹が存在する道路において、丸点線で示された街路樹を撤去するという趣旨であるのか。すなわち、現時点で街路樹が存在しているが、それを伐採するということか。

委員：現状として、当初は街路樹や植栽帯を整備したが、愛知県としては全てを維持管理することが困難であり、予算の制約もある。そのため、植栽帯を縮小し、節減できた予算を活用して、既存の植栽帯を質的に良好な状態で維持管理を行う方針としている。

委員長：そうすると、既存の街路樹がある道路についても、今後変更が生じる可能性があるということか。また、将来的に同様の対応を行うかどうかは未定という理解でよいのか。

委員：その点についての記載方法は事務局に一任する。ただし、愛知県としての基本的な立場は前述のとおりである。

委員長：この対応は県道に限ったものか。

事務局：市道についても県道と同様の理由で対応を検討しており、都市計画マスタープラン策定以降、市道において試験的に撤去している箇所もある。

委員長：現状としてはそのような状況であるということを理解した。参考までに確認したが、岩倉市には街路樹愛護会や公園愛護会のような団体は存在するのか。

事務局：現時点では、いずれの団体も存在していない。

委員長：そのような市民団体による保全の仕組みも、今後のまちづくりにおいて重要であると考ええる。

（２）岩倉市都市計画マスタープラン地域別構想の見直し案について

（第４章、第５章、参考）

事務局：資料４（北部地域）について説明

委員：北部地域の住宅地において、空き家や未利用地の活用を進めると記載されているが、空き家の実数はどの程度存在するのか。

事務局：空き家の実態については、市が平成２７年に実施した空き家調査に基づき把握している。本市内における空き家率は全体的に低く、県内においても比較的低い水準である。

委員：岩倉市には空き家バンクがあるが、現時点で登録されている物件はあるのか。

事務局：現状において、空き家バンクの登録件数は０件である。

委員長：実際には空き家が存在しているにもかかわらず、なぜ空き家バンクに登録されないのか。

事務局：本市における空き家バンクの登録件数は、長期間にわたり０件の状態が続いている。これまで、民間の所有者に対して直接ヒアリングを行ってきたが、本市では空き家が発生すると、空き家バンクに登録される前に不動産会社等が仲介に入り、速やかに売買が成立する傾向が強い。そのため、空き家として市場に留まる期間が極めて短く、空き家バンクへの登録に至らない状況である。また、市の空き家調査においては、空き家と推定される建物が数百件確認されたが、所有者に対して空き家バンクへの登録を依頼したところ、「空き家ではない」との指摘を受ける事例も多く見られた。こうした背景から、所有者が第三者に貸与することを望まない傾向があると認識している。このような状況を踏まえ、現在も空き家バンクは制度として存在しているが、登録件数は依然として０件である。

委員長：空き家に関する記載について、現状の表記で問題はないのか。

事務局：空き家の利活用については、市としても重要な課題であると認識している。現状、空き家バンクの登録件数は０件であるが、今後の制度改善を視野に入れて検討を進めているところである。具体的には、いわゆる「さかさま不動産」のような仕組みを参考にし、借り手側が希望条件を提示し、それに応じて所有者が対応する媒介的な仕組みの導入を検討している。

委員：商工会においては、新たに事業を開始したいという相談が寄せられており、空き家を借りて事業を行いたいという希望者も多数存在する。以前、行政から「空き家はない」との説明を受けたが、実際には北部地域の企業から「空き家は存在する」との意見も寄せられており、行政の見解との間に食い違いがあると感じている。空き家が存在するのであれば、創業希望者の事業拠点として活用することが望ましいと考える。

事務局：市としても、空き家が「特定空き家」として著しく老朽化する前に、適切な対応を講じる必要があると認識している。そのため、空き家バンクへの登録促進を図るとともに、駅前の空き店舗等についても、利用希望者との媒介を進める取り組みを行っている。しかしながら、空き家の存在に関する情報は多く寄せられる一方で、実際に所有者が貸し出す意思を持っているかどうかについては不確定であり、利用希望者との意向の整合が取れていないケースも多い。これが空き家利活用の課題の一つであると認識している。

委員：商工会にも、「地域に喫茶店がないため、自宅敷地内で古民家カフェを開業したい。」という相談が寄せられている。このような事例も踏まえ、空き家を創業希望者と結びつけ、地域内の事業所数を増加させることは、商工会としても有効な提案手段であると考えます。

事務局：市としても、空き家の所有者からの情報提供が非常に少ない状況にあるため、商工会を通じて「貸したい」という意思を持つ方がいれば、空き家バンクへの登録を促すなど、連携を図りながら利活用の促進を進めていきたいと考えている。

委員：現時点では、空き家は存在するという認識でよいのか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員：空き家に対する固定資産税の取扱いについて確認したい。実際に居住している場合は税額が安く、居住していない場合は高くなるなど、税額に差を設けているのか。

事務局：住宅に対する固定資産税については、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用されており、建物の用途が住宅である限り、居住の有無にかかわらず同様の税制が適用される。

委員：その点については、市としてももう少し検討すべきではないか。空き家バンクへの登録が進まない現状を踏まえ、登録することで税制上のメリットがあるような仕組みがあれば、登録件数の増加につながるのではないかと考える。

事務局：空き家に関する考え方として、放置すると倒壊の可能性がある空き家等については、市が「特定空き家」として認定することで、「住宅用地に対する課税標準の特例」を解除する対応も可能となっている。また、管理不全空き家に対しても住宅用地特例の軽減措置が受けられなくなるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法が令和5年に改正されている。

委員：著しく老朽化した空き家については理解できるが、空き家バンクに登録されていない物件について、所有者が「空き家ではない」「貸すつもりはない」と考えていても、実際には空き家であるケースもあるのではないかと考える。

事務局：その点については非常に難しい問題である。空き家と思われる物件について訪問しても、所有者から「空き家ではない」との回答を受けることが多く、市として空き家と断定することが困難な状況にある。

委員：P55のまちづくり構想図に記載されている内容は、将来の状況も踏まえたものと理解しているが、北部保育園については、将来的に現在の場所には存在しない見込

みである。移転または廃園の予定があるのであれば、その旨を反映していただきたい。

事務局：ご指摘のとおり、北部保育園については廃園が決定しており、必要に応じて記載内容については修正を行う。

委員長：そのようなご指摘があると、他の地域についても記載内容が適切かどうか気になるところである。

事務局：現時点では、保育園以外に同様の修正が必要となる事例は確認されていないが、今後も必要に応じて対応していく。

委員：都市防災に関して、市が指定する避難所の記載が必要ではないかと考える。また、地震等により断水が発生した場合の対応についても、市民がどのように行動すべきかを明示する必要がある。岩倉市においては、災害時に使用可能な出水所が存在し、臨時的に水を供給できる仕組みがあると聞いている。市が一般に周知すべき施設であるならば、その場所を明記することで、住民の理解と備えにつながると考える。

事務局：資料３の P37「都市防災対策方針図」において、本市全体の避難所を記載している。

委員長：地域別の資料については、避難所の記載はされているのか。

事務局：地域別の資料は、まちづくり構想図として位置づけており、避難所を記載する性質のものではないと認識している。

委員長：各地域には、ハザードマップや避難所マップなどが別途配布されているのか。

事務局：配布している。

委員長：委員の意見に関連して、P50 に記載されている都市防災対策の課題についても、先に修正された P46、P47 の L 1 及び L 2 の現状を踏まえ、内容の見直しが必要ではないかと考える。

事務局：資料３の P12 に都市づくりの目標と課題があり、防災面の課題については現状として、「浸水規模に応じた雨水・浸水対策の推進（計画規模（L 1）、想定最大規模（L 2））」と記載して整理している。

委員長：この記載についても、L 2 については分かりにくいと感じる。L 1 については計画的な整備による対応と理解できるが、L 2 については「想定最大規模」と記載されているのみであり、具体的にどのような対策を講じるべきかが明示されていないため、一般市民には理解しづらい。おそらく避難による対応が主となると考えられるが、L 2 発生時にどのような対応を取るべきかを記載する必要がある。河川や下水道の整備では対応が困難な規模であるため、個別地区へのハザードマップの配布など、具体的な対応方針を明記することで、市民の不安解消につながるのではないかと。

事務局：ご指摘のとおりである。

委員：P51において空き家に関する記載があるが、ここで言及されている「低未利用地」とは、P43の土地利用構成比の表中に記載されている「低未利用地」のことであると理解してよいか。北部地域では、低未利用地の割合は3.6%とされており、他地域と比較して比率は高くないが、低未利用地とは具体的にどのような土地を想定しているのか。

事務局：低未利用地とは、基本的に駐車場や雑地等を示している。

委員：耕作放棄地も含まれているという理解でよいか。

事務局：土地利用構成比の表には「低未利用地」のほかに「農地（田・畑）」という区分があり、耕作放棄地が必ずしも低未利用地に含まれているわけではない。

委員長：宅地の中で、駐車場程度にしか利用されていない土地を指しているという理解である。P49のまちづくりの課題において、「人口増加への対応」として追記されているが、この内容で問題ないか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員：もう一点確認したい。P52に記載されている自転車ネットワーク路線については、具体的にどのような路線を示しているのか。

事務局：昨年度に「岩倉市自転車活用推進計画」を策定し、その中で自転車ネットワーク路線を設定したことを説明した。これらの路線については、資料上に明記する必要があると再認識しており、P55のまちづくり構想図においても追記を行っている。北部地域において対象となる路線は、（都）江南岩倉線の名神高速道路より南側の区間、（都）一宮小牧線における（都）豊田岩倉線との交差点から東側の区間、そして（都）豊田岩倉線における（都）一宮小牧線との交差点から南側の区間である。これらの路線は、交通施設等整備の方針において自転車ネットワーク路線の整備推進を明記していることから、具体的な路線名を示すことが必要であると考えており、まちづくり構想図への明記についても検討している。ただし、情報量が多くなることで図面が見づらくなる懸念もあるため、事務局内でも議論を行っている。

委員：自転車ネットワーク路線については、一般にはあまり馴染みがないため、表記していただけると分かりやすい。

委員長：自転車ネットワーク路線について、「岩倉市自転車活用推進計画を参照してください」とするだけでは不親切であるため、資料に明記しておいた方がよい。

事務局：自転車ネットワーク路線の整備形態については、他市町の事例も参考にしている。例えば一宮市では、幹線道路において自転車通行帯を青色で着色し、自転車の絵を描くことで通行を促す取り組みが行われている。本市においても、自転車活用推進計画に基づき、利用実態を調査した上で、今後10年をかけて愛知県と連携しながら整備を進めていく方針である。まちづくり構想図にも、これらの路線を明記していきたいと考えている。

委員：P49に記載されている「まちづくりの課題」のうち、土地利用に関する項目において、「石仏駅西部の市街化調整区域では、農地内に倉庫や資材置き場などが見られるため、耕作放棄地対策と農地の活用方法を検討し、保全を図る必要があります。」との記述があるが、これに対し、市として現在どのような対策を講じているのか確認したい。

事務局：現状、石仏駅西部においては、農地内に高い塀を伴う資材置き場等が散見される状況にある。これらに対しては、今後、農地としての適正な利用を促進するためのガイドラインの策定を進めているところである。特に、地域の景観に影響を及ぼす事例も確認されており、ヤード化が進行している区域については、見通しの悪化による交通事故の誘発や景観の著しい損失が懸念される。このため、農地の適正利用に向けた指針の整備を重要課題として認識している。

委員：耕作放棄地の対策については、今後岩倉市全体でそのような場所が増加することが予想され、治安の悪化につながる可能性がある。すなわち、事故の増加にもつながると考えられる。安心して住みやすいまちづくりの実現に向けて、本対策には真剣に取り組む必要がある。対策を怠れば、草が生い茂る景観の悪い岩倉市となりかねない。景観を意識したまちづくりを推進しなければ、住民が長く住みたいと思えるまちにはならないとの認識を持っている。

事務局：例えば、P51に記載しているとおり、優良農地については、農業基盤としての役割に加え、緑化機能や防災機能の観点からも適切な保全に努める旨を示している。また、P55においては、農地保全地区において農地を保全することで、耕作放棄地とならないよう、市としても課題として認識しており、関係部署と連携しながら対応していきたいと考えている。

委員：P51に記載されている4つ目の基本方針「市民交流の場の充実と優れた自然環境の形成」については、現状の表記のみでは具体的に何を示しているのかが不明瞭である。このため、各分野の公園緑地に関する記述において、これが交流の場であることを明示するよう追記することが望ましいと考える。また、同ページに記載されている分野別の都市づくりの方針のうち、土地利用方針における住宅地に関する記述について、「石仏駅周辺」という表現は範囲が不明確であるため、住宅地に関しては「徒歩圏」といった限定的な表現を用いるべきである。さらに、「将来的な発展を視野に入れた住宅地」という表現も抽象的であり、より分かりやすい表現への見直しが必要である。加えて、住居系拡大検討ゾーンの検討を進めてきたが、最終的に1箇所決定したことにより、市として積極的に推進する区域とそうでない区域との違いが明確に伝わるよう、表現の使い方に十分留意された。

事務局：ご指摘の内容については、今後の改定等に向けての参考とし、検討を進めていきたいと考える。

事務局：資料４（中部地域）について説明

委員：「住居系市街地」と「住宅地」の表記が混在しているため、用語の使い方について統一することが望ましい。特に、「住宅地」との表記では住宅のみを指す印象を与える可能性があるため、「住居系市街地」で統一することが適切であると考える。

事務局：ご指摘のとおり、「住居系市街地」で表記を統一する。

委員：P65において、「岩倉団地では、外国籍市民等の割合が約４割」との記載があるが、ここで言及されている外国籍市民は岩倉団地に居住する者のみを対象としているのか疑問である。現在では、建売住宅に中国籍やベトナム籍の方が居住している状況も見受けられる。このため、岩倉団地に限定した表記では実態を十分に反映していない可能性がある。本市中部地域全体における外国籍市民等の割合として整理する方が適切ではないかと考える。岩倉団地に限定した記載が妥当か否かについて、確認したい。

委員長：本記載は岩倉団地に限定しているという理解でよいのか。

事務局：ご指摘の記載は、岩倉団地に限定したものである。

委員：岩倉団地以外にも外国籍住民は居住しており、市においても住民票により確認可能であると考える。他の地区にも多数の外国籍住民が居住しているため、市として実態を整理いただきたい。

委員長：特に岩倉団地において外国籍住民が多いが、他の地区にも一定数居住しているという趣旨の記載とする方向でよいのか。

事務局：岩倉団地において外国籍住民の割合が約４割と、他地区と比較して突出している状況にあるが、ご指摘のとおり、市全体としても外国籍住民は一定数居住している状況である。このため、表記方法については、岩倉団地に特化した記載に加え、全体的な状況も補足する方向で検討する。

委員：岩倉団地はかつてブラジル籍の住民が多く、岩倉東小学校においても外国籍児童の割合が高かった。現在では、団地以外にも建売住宅を購入したり、アパートに居住したりする外国籍住民が増加している状況である。

事務局：市全体として外国籍住民の数は増加傾向であり、かつてはブラジル籍が中心であったところ、近年ではベトナム籍等の住民が増加している傾向にある。特に岩倉団地内において増加が見られるため、現時点では岩倉団地に特化した形で整理している。

委員：岩倉駅東側の発展について、今後どのように進展していくのか確認したい。西側については一定の形成が進んでいる状況であるが、東側については現在停滞しているように見受けられる。本市には３つの駅が存在するが、いずれの駅周辺においても開発が進んでいないため、人口の増加や企業誘致が困難な状況にある。駅周辺はまちづくりにおいて最も重要な拠点であると考えており、３駅の周辺環境を整備・美化していく必要があると認識している。

事務局：P68 に記載の市街地整備の方針において示しているとおり、岩倉駅周辺については、令和4年度に策定した「(仮称) にぎわい広場駅周辺整備基本構想」に基づき、整備を進める方針である。当該構想は市ホームページにも掲載しており、具体的には、P71 のまちづくり構想図に示されている岩倉駅東側のお祭り広場周辺において、用地買収を行い、空間の質的向上を図る予定である。駅東地区については、外部からは整備が停滞しているように見える可能性があるが、現在事業中の(都)桜通線との連携を図りながら、本計画期間内を目途に整備を進める検討を行っている。

委員：市に対して要望書を提出した。内容は、岩倉街道および岩倉駅東のロータリーから南側の最初の踏切までの区間において、一方通行の解除を求めるものである。来年度より下水道工事が開始される予定であり、市としては岩倉街道を段階的に通行止めにしながら工事を進める見込みであるが、工事に伴い駅利用に関する交通障害が発生することが予想されるため、工事開始前に交通規制の解除を行う必要があると判断し、急ぎ要望を提出した。仮に一方通行が解除されれば、車両の流れが大きく変化することが想定される。現在、岩倉街道は夜間(20時以降)には車両や歩行者の通行がほとんどなく、住民のみが利用する閑静な住宅街の様相を呈しており、整備後に一方通行を解除したとしても交通量の大幅な増加は見込まれない。一方で、線路沿いの道路における交通への影響が懸念されるため、当該区域を商業化することで経済的な効果が期待できると考える。(都)桜通線の工事は進捗が緩やかであるが、整備が進めば下水道の整備を契機として大規模マンションの建設が進む可能性がある。不動産業者も下水道整備の完了を待っている状況であり、工事費用も整備後の方が抑えられる見込みである。今後5年程度を目途に、岩倉駅東地区の様相が大きく変化する可能性がある。

委員長：整備には一定の時間を要するものの、市としても当該地区をにぎわい拠点として位置付け、重点的に整備を進める方針である。

委員：お祭り広場に関して、整備後の活用方法および管理方法について、どのように考えているのか確認したい。

事務局：(仮称) にぎわい広場駅周辺整備基本構想を策定しており、当該広場については、まずは都市公園としての整備が可能かどうかを検討しているところである。P26 の最下部に掲載しているパース図に示されているように、キッチンカーの設置や桜の植栽なども想定している。また、民間事業者の参画を得ながら、持続的に運営・活用できる仕組みづくりを進めていく方針である。

事務局：資料4(南部地域)について説明

委員：川井工業団地方面から小牧市の藤島交差点へ向かう道路において、著しい交通渋滞が発生している。特に藤島交差点において車両の流れが滞っており、朝夕とも

に渋滞が常態化している状況である。このような現状を踏まえ、何らかの改善策を講じることはできないか確認したい。

事務局：ご指摘の渋滞については、曾野小学校南側を通る（都）北島藤島線であるが、当該路線は小牧市まで接続しており、本市から小牧市に入って２つ目の信号が藤島交差点である。この交差点には右折レーンが設置されておらず、右折車両の滞留により渋滞が発生しており、朝のラッシュ時には第七児童館から南側に位置する丁字路交差点付近まで渋滞が続いている状況である。本件については、令和７年初頭に小牧市に状況確認を行っており、右折レーンの設置に向けた用地買収を現在進めていると聞いている。

委員：スマートインターチェンジの整備を推進する旨の記載があるが、当該事業の主体はどこであるか。また、スマートインターチェンジが岩倉市内に設置されるわけではない場合には、表現方法に十分留意すべきであると考ええる。

事務局：スマートインターチェンジ整備事業については、現在国による準備段階調査を実施しており、事業化の可否が今年中には決定される見込みである。事業主体は一宮市と本市が共同で取り組んでいるものであり、尾張一宮パーキングエリア（PA）は一宮市内に所在するが、上り線と下り線で位置が異なっており、上り線のアクセス道路は一宮市、下り線は本市に接している。事業の整備区分としては、PAから料金所までは中日本高速道路株式会社が担当し、料金所から一般道路までの区間は各市が整備を担うこととなっている。

委員：現時点では事業が確定していないため、記載にあたっては限定的な表現を避けるべきであると考ええる。

委員長：スマートインターチェンジの名称はいつ頃決定される見込みか。

事務局：現段階では名称は未定であるが、可能であれば岩倉の名称を含めていただけるよう、関係機関に要望しているところである。ただし、中日本高速道路株式会社の規定によれば、インターチェンジが本市内に所在しない場合には、岩倉の名称を用いることが認められない可能性がある。

委員：商工会としては、企業の市外への流出が多いと感じており、岩倉市内において事業を開始及び継続できる環境の整備を強く求めるものである。

事務局：新たに本市内で事業を開始したいという企業が現れた場合には、その都度、適地の有無について確認を行っている。しかしながら、現状では十分な土地の確保が難しい状況にある。適地が存在する場合には、用地調整や土地利用計画との整合を図りながら、本市内に立地し創業していただくことが、市としても基本的な方針であると認識している。

委員：公園に関する件について、P84「公園緑地の整備の方針」において、今回、希望の家跡地に関する記述を赤字で追記いただいたが、同方針内の冒頭に「公園誘致圏に配慮し、適切な位置における新規の公園配置を検討する。」との記載がある。市街化区域内を見渡しても、公園の空白地帯が多く存在していると考えられる中

で、市街化調整区域において新たに都市公園を整備することには、やや違和感を覚える。したがって、整備方針の記述においては、整合性を欠かないような考え方をしておく必要があると考える。

事務局：ご指摘のとおりである。基本的には、市街化区域内において公園誘致圏に配慮し、都市公園を整備していくことが原則であると認識している。ただし、今回赤字で追記した希望の家跡地に関する部分については、施設廃止に伴う土地利用の転換として、例外的に都市公園としての整備を検討しているものである。整備検討の予算については現在開会している9月議会において上程中であるが、整備については推進する方向で方針が定まっているため、公園緑地の整備方針として記載させていただきたい。

委員長：当該整備は、愛北クリーンセンター内の緑地としての整備を想定しているのか。

事務局：当該整備は愛北クリーンセンターとは別であり、隣接する希望の家が廃止されたことを受け、その跡地を取り壊し、代替として都市公園を整備するというイメージである。

事務局：資料4（第5章、参考）について説明

委員：用語集に記載されている「計画規模」および「想定最大規模」については、現状よりも詳しい説明が加えられるという理解でよいのか。

事務局：お見込みのとおりである。

（3）岩倉市緑の基本計画の中間報告について

事務局：資料5について説明

委員：資料5の5ページ目に緑の創出（9）公園等の防災機能向上とあるが、防犯についての記載はないのか。地域で掃除等をしている公園があるが、過去に花火でゴミ箱が燃やされたり、トイレが汚く使用されていたりしたことがある。市の担当課にも報告をしているが、市としても何らかの防犯上の対策をしてほしい。

事務局：市内の公園について、様々ないたずらがあり対策は必要であると認識している。

委員長：計画策定時に防犯についての項目がなかったが、どこかに今後の対策等で記載できないか。

事務局：（10）公園等の維持・管理の項目があるのでそこに追記する。

委員：3ページ目に市内の緑化された道路延長があるが、川井野寄工業団地ができて（都）北島藤島線に車両が多く走行するようになった。植樹帯に低木、高木があるが、剪定は年1回しかなく、見通しが悪く交通安全に不安を感じている。もう少し管理をなんとかできないか。

事務局：最も雑草が繁茂する時期に年1回だが剪定を行っている。説明時にもあったが、県道においては植樹帯を減らしており、本市においても、交通安全上問題がある箇所については路線を選定し撤去していきたいと考えている。ただし、緑が減っ

てしまうので、現在整備している石仏公園や統合保育園等に緑化を増やして緑を維持できるようにはしていきたいと考えている。

委員長：本当に危険な場所については、撤去する必要があると考える。

委員：岩倉は田園地帯もあり、空気がきれいと言われるが、そもそもこの計画のようにまだまだ緑を増やす必要があるのか。

事務局：市としてはまだ足りないとの考えで計画を策定し、各施策を実施しているところである。

副委員長：2ページ目の五条川の桜について、名古屋の西の方でクビアカツヤカミキリというバラ科の植物に寄生する外来の昆虫が猛威を振るっている。五条川沿いについてもおそらく入ってくると思われるので、今の管理の想定とおりにはいかずかなり枯れてしまう可能性もあるため、事前に対策できるのであれば対応した方がいいのではないかと。また、五条川全体をどうしていくかという点で、次のステップとして、桜以外の植物も考えてはどうか。

3ページ目の都市公園の箇所数について、目標値が94か所となっており、現時点で策定時から減って83か所となり、今後5年間で11か所増やさなければいけない。新規の公園整備については厳しい状況というのは分かるが、事務局の説明でもあったように、公園の質を上げるという考えは大切である。ただ、どのように質を上げるのかがないと評価ができない。公園の価値を高めて、野鳥がくるようになった、伝統野菜の遺伝子を守るために花を育てている等、目標を決めて質を上げることにより評価年に評価できるようにした方がよい。

道路の街路樹についても、撤去をしているとのことだが、どういった街、街路樹がいいのか、育つまでは年数がかかるので、将来の形を見据えて整備するのかわからないのかを判断する必要がある。また、緑が減った担保をどういった形で残していくのか検討する必要がある。

4ページ目のアダプトプログラムについても、固いものではなくもっと市民レベルでできるもの、どういったことをするかを明記して実施するのがいいのではないかと。

「多自然調整池」についての説明で「多自然型調整池」とあるが、「型」は削除すること。維持管理についてもどういった維持管理をしていくか具体的にすることでもっとよくなるのではないかと。今は国が企業に対して生物多様性を高めたことについて、支援認証を与える制度があるので、そういった企業を増やすことで公の場を企業と一緒に守ることができるし、企業としてもイメージアップにつながる。また、地元の方と実施することによりアダプトプログラムにもつながっていく。

事務局：対応できる部分については、可能な限り対応していきたいと考える。

2 その他について

事務局：今後の予定について、これまでの委員会でいただいた意見を都市計画マスタープランの見直し案に反映し、10月の1か月間パブリックコメントを実施する予定である。その後、パブリックコメントの意見も反映した見直し案を第4回の委員会で確認していただく予定としている。次回の委員会は11月下旬頃を予定しており、日程が決まり次第、文書で通知する。